

○知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>平成十七年十二月二十日 規則第九十四号</p> <p>改正 平成二十七年一月三〇日規則第六〇号</p> <p>知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、知事等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>二 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>	<p>知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>平成十七年十二月二十日 規則第九十四号</p> <p>改正 平成二十七年一月三〇日規則第六〇号</p> <p>知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、知事等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p>

改正後

三 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第二百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。（適用範囲）

第三条 この規則は、知事が別に定める手続等について適用する。（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、知事の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一 知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
二 知事等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（知事等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、知事の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書
四 前各号に掲げるもののほか、知事が定める電子証明書

改正前

三 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第二百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。（適用範囲）

第三条 この規則は、知事が別に定める手続等について適用する。（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、知事の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一 知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
二 知事等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（知事等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、知事の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書
四 前各号に掲げるもののほか、知事が定める電子証明書

改正後

- 3 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。
 - 4 第一項の規定により申請等を行う者は、知事の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなればならない。
 - 5 知事等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、知事の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。
 - 6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、知事の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
 - 7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。
- 一部改正〔平成二七年規則六〇号〕
(電子情報処理組織による処分通知等)
- 第五条 知事等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、知事の定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 2 知事等は、前項の規定により処分通知等（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、その情報を同項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、知事の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真直な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規

改正前

- 3 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。
 - 4 第一項の規定により申請等を行う者は、知事の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなればならない。
 - 5 知事等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、知事の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。
 - 6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、知事の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
 - 7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。
- 一部改正〔平成二七年規則六〇号〕
(電子情報処理組織による処分通知等)
- 第五条 知事等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、知事の定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 2 知事等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。
- 3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規

則等で定めるものは、電子署名及び前項ただし書に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 知事等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 知事等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製する方法により行うものとする。この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第八条 知事等の所管する事務に係る手続等であつて条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、知事等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成十八年一月十六日から施行する。

附則 (平成二十七年十月三十日規則第六十号)

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

則等で定めるものは、電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 知事等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 知事等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により行うものとする。

2 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第八条 知事等の所管する事務に係る手続等であつて条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、知事等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成十八年一月十六日から施行する。

附則 (平成二十七年十月三十日規則第六十号)

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。